

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	鳥取市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額を行う事務である。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務 ⑪社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 ⑫高額医療合算介護(予防)サービス費の算定に関する事務(保険者事務共同処理業務)</p> <p>届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能で受領する。</p>
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保連合会伝送通信システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル (2)宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 別表の100の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p> <p>(2)独自利用事務(介護保険サービス利用者負担額軽減事務、介護保険料減額事務) ・番号法第9条第2項 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(鳥取市番号条例) (平成27年鳥取市条例第39号) 第4条第1項、第3項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

	<p>(1)法定事務 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>(情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項(第2条の表 第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項) 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、 第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条</p> <p>6、27、38、70、116、137、145、158の項(第2条の表 第四欄に「併給調整に係る特定個人情報であって 介護保険法に係る特定個人情報」を含む項) 第8条、第29条、第40条、第72条、第118条、第139条、第147条、第160条</p> <p>(情報照会の根拠) 131、132の項 第133条、第134条</p> <p>(2)独自利用事務(介護サービス利用者負担額軽減事務) (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・鳥取市番号条例 第4条第1項、第3項</p> <p>※介護保険料減額事務については、情報照会・情報提供のいずれも行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部長寿社会課
②所属長の役職名	長寿社会課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部長寿社会課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

